**○中部地方整備局告示第二百二号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十九日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名　一号　供用開始の区間　図面縦覧場所

静岡県湖西市白須賀字宿南二七九六番一から愛知県豊橋市東細谷町字境川二三番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局名四国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十一月二十九日十四時

# 人事異動

## 内閣

参議院議員（参議院議員）　江田　五月

メキシコ国大統領就任式典に参列する特派大使を命ずる

期間は平成二十四年十二月十五日までとする

（やったま地方裁判所判事兼やったま家庭裁判所判事・やったま簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　秋葉　康弘

兼官を免ずる

（福島地方裁判所判事）判事　小磯　武男

願に依り本官を免ずる（以上十一月二十七日）

## 法務省

（札幌刑務所分類審議室長）法務技官　川村　龍雄

法務教官（矯正研修所広島支所教頭）に転任させる

（名古屋少年鑑別所次長）法務教官　古屋　博幸

月形学園長に昇任させる（以上十一月十六日）

## 外務省

特命全権大使（中華人民共和国駐箚）　木寺　昌人

同（サウジアラビア国駐箚）　小寺　次郎

特命全権大使（在クリチバ日本国総領事館総領事）外務事務官　山口　登

中南米局南米課地域調整官に転任させる（以上十一月二十六日）

## 海上保安庁

（熊本海上保安部長）海上保安官　中西　良次

外務省に出向させる

三角港長を免ずる

（第三管区海上保安本部警備救難部次長）同　江口　満

熊本海上保安部長に転任させる

二等海上保安監を命ずる

三角港長を命ずる（以上十一月二十六日）

# 皇室事項

## 信任状捧呈式

十一月二十七日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在イラン国特命全権大使レザー・ナザルアーハリの信任状捧呈式を行われた。

十一月二十七日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在ロソボ国特命全権大使アフメト・シャラの信任状捧呈式を行われた。

## 認証官任命式

十一月二十六日午後六時四十分、宮中において、特命全権大使木寺昌人及び同小寺次郎の認証官任命式が行われた。

## 御祝電

天皇陛下は、十一月二十八日アルバニア国の国祭日につき、同月二十七日同国大統領閣下に御祝電を発せられた。

天皇陛下は、十一月二十八日セーリタリア国の独立記念日につき、同月二十七日同国大統領閣下に御祝電を発せられた。

# 官庁報告

## 官庁事項

### 北上川水系等四水系に係る河川整備基本方針の変更について

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、平成二十四年十一月十四日に、別記に掲げる北上川水系等四水系に係る河川整備基本方針を変更したので、同条第五項の規定に基づき、変更した旨を公表する。

平成二十四年十一月二十九日

国土交通大臣　羽田雄一郎

**別記**

北上川水系　鳴瀬川水系　名取川水系　阿武隈川水系

## 労働

### 争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、国鉄水戸動力車労働組合から、JR東日本旅客鉄道株式会社からの業務請負の解消等に関する要求に関して、平成24年11月30日以降、同組合の組合員が従事するJR水戸鉄道サービス株式会社の職場（福島県及び茨城県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

なお、争議行為が行われた場合に影響が及ぶと想定される県ならびにJRの路線は、別記のとおりである。

平成24年11月29日

厚生労働大臣　三井　辨雄

**別表**

福島県　常磐線、水郡線

茨城県　常磐線、水戸線、水郡線

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、全日本港湾労働組合関西地方本部から、冬季一時金の要求に関して、平成24年12月1日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成24年11月29日

厚生労働大臣　三井　辨雄

**別表**

大阪府　日本郵便輸送株式会社及び有限会社岡崎公栄社

兵庫県　株式会社神戸フェリーセンター及び宝塚都市環境サービス株式会社

### 労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、宮崎労働局の関係労働者を代表する者石井健次の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第1項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成24年11月29日

厚生労働大臣　三井　辨雄

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、宮崎労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成24年12月10日

4　推薦書及び添付書類提出先　宮崎労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。